行事（活動）中の事故・ケガ等の保険について

名　称	熊本市子ども会育成協議会（ 市子協 ）ではこの保険制度に加入している 「全国子ども会安全共済・子ども会賠償責任保険」
対　象	市子協に申込、行事や名簿等を登録して、会費 ５００ 円を納入した 全ての会員。子ども・大人 （保護者・育成者・指導者等）
適用範囲	・子ども会単独の行事（歓迎会・クリスマス会・他レクリエーション等）に参加した時、地域の行事（盆踊り・夏祭り等）に子ども会で参加した時 ・上記の行事（活動）に参加して「事故・ケガ・往復の移動時の交通事故・活動中に物品（備品）等を壊したとき」に保証されます ただし、交通事故は、健康保険を使用して治療した場合 ・借用物は、使用中・運搬時も補償対象となります（自動車を除く） ・行事（活動）への往復の移動中の損害賠償に関しては適用されません
条　件	行事（活動）計画書を事前に届出のある行事（活動）であること ※ 加入登録時は行事を計画していなかったが、年度途中で行事（活動）を実施することとなった場合は、事前に速やかに連絡して下さい
年間の費用	市子協の年会費 ５００ 円 に含んでおります
安全共済 補償内容 （一人あたり）	(1) 死亡　　６００ 万円 (2) 後遺障害　　後遺障害の程度に応じて ７ 万円 ～ ６００ 万円 (3) 医療　　・健康保険等を適用して医療費総額の３０ ％ （負傷・疾病）　　・支払限度額　５０ 万円
賠償責任保険 補償内容	主催者以外の第三者が死傷したり、または財物に損害を与えた場合の損害賠償を保険金で支払う (1) 対人賠償　　１名 につき　　１ 億円 （免責金額なし）　１事故 につき　　５ 億円 (2) 対物賠償　　１事故 につき　　２００ 万円　※ 免責金額あり

※ ご不明な点は、市子協にお問い合わせください。

〒 861-8074
熊本市北区清水本町 １６－１０
熊本市健康センター清水分室 新館２階
熊本市子ども会育成協議会
ＴＥＬ　096-288-1164　　ＦＡＸ　096-343-5900
Mail：kumamoto-kadomokai @ nifty.com

ホームページ　　メアド